

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和2年2月28日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った、保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、請求が認められなかった、各医療機関への通院の各部分については、以下の各理由により、いずれも必要なものであったなどと主張し、本件処分の取消しを求めている。

- 1 〇〇医院への各通院については、〇〇医院に診療を拒否されたことにより、〇〇医院から診療情報提供書を提供されていたが、他の医療機関で同診療情報提供書を見せられた際に、症状についての記載が不十分であり、必要な情報が提供されていないと感じたことから、他の医療機関に請求人の整形外科に係る症状を正しく伝えたいと思い、診療記録の開示請求を求めたことによるもの

であり、請求人の他の医療機関の受診に必要なものであった。

- 2 ○○病院への通院については、歯科の診療予約の変更と担当医から医療面で使用を勧められていた医療用の歯ブラシの購入によるものであり、この歯ブラシは薬局では市販されていないものであり、同病院で購入する必要がある。
- 3 ○○病院の各通院については、受診している皮膚科の予約の変更及び過去に受診した整形外科の診療記録の開示請求の手続について説明を聞くためのものである。
- 4 請求人は以前にも、○○病院や○○医院に診断書を取りに行ったことがあり、また、○○病院から診療拒否になった際に、診療記録の開示のためだけに同病院に行ったことがあったが、これらは、いずれも処分庁に指示によるものではなく、明らかな受診以外の目的での通院であったのにもかかわらず、各通院交通費は認められ、処分庁から支給されている。

さらに、2015年（若しくは2016年）に、○○病院で請求人が受診拒否された際にも、処分庁の担当課長が同病院と話しあった結果、受診をせずに帰ったことがあるが、この時も、通院交通費が支給されていた。

- 5 以上のように、処分庁は、医療機関の受診がない場合でも、通院交通費（移送費）を請求人に支給してきたのであり、また、通院交通費の支給については、受診の事実が必ずしも必須のものではなく、法15条1号の「診療」以外に必要な要件がある場合についても認められるべきであるから、本件処分で支給を拒否した部分の各通院交通費についても支給すべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 4月21日	諮問
令和3年 6月24日	審議（第56回第1部会）
令和3年 7月 7日	処分庁へ調査照会
令和3年 7月20日	処分庁から回答を収受
令和3年 7月28日	審議（第57回第1部会）
令和3年 8月26日	審議（第58回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

法11条1項は、保護の種類として、1号に「生活扶助」を、4号に「医療扶助」をそれぞれ掲げ、法12条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、生活扶助を行うことを定めるとともに、生活扶助の範囲に「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」（1号）を規定し、法15条は、困窮のため最低限度の生活を維持するこ

とのできない者に対して、医療扶助を行うことを定めるとともに、医療扶助の範囲に「診察」（１号）及び「移送」（６号）等を規定している。

そして、保護基準別表第４・医療扶助基準４によれば、移送費は、「移送に必要な最小限度の額」とされている。

- (2) 法２４条１項は、保護の開始を申請する者は、要保護者の氏名及び住所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとしている。同条３項及び４項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して決定理由を付した書面をもって、これを通知しなければならないものとしている

そして、同条９項は、同条１項から７項までの規定を要保護者等からの保護の変更の申請について準用するものとしている。

- (3) また、法２５条２項及び同項が準用する２４条４項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日付厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第７・２によれば、臨時的最低生活費（一時扶助費）は、特別の需要（新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要等）のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであることとされている。

(5) 「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「本件要領」という。）によれば、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、・・・給付を行うものとする。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。」（本件要領第3・9・(1)）とされ、そして、給付の範囲については、「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」（本件要領第3・9・(2)・ア）、「被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合」（同イ）等とされている。

さらに、移送の給付決定における審査については、「給付要否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに・・・福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること・・・福祉事務所において給付を決定する以前に交通機関を利用した際の交通費や、福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象にならない」（本件要領第3・9・(3)・イ）と、事後申請の取扱いについては、「緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えない」とされている（同ウ）。

そして、費用の算定については、「領収書・・・等の挙証資料に基づき、額の決定を行うこと。」とされている（本件要領第3・9・(4)・イ）。

(6) 次官通知及び本件要領は、いずれも地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分について

(1) 本件については、以下の事実がそれぞれ認められる。

ア 処分庁は、本件各申請について、その内容等を確認したところ、その受診日の各一部に疑義が認められたことから、本件各申請に係る各医療機関に対し、請求人の各受診状況等について、文書による各調査を行ったこと。

イ 処分庁は、各医療機関からの文書による回答等に基づき、本件各申請のうち、①〇〇医院の各受診日の全ての分、②〇〇病院の受診日のうち令和 2 年 1 月 20 日及び 28 日の分及び③〇〇病院の受診日のうち令和 2 年 1 月 17 日の分については、いずれも受診による通院とは認められないと判断し、当該各部分に係る各申請を却下し、その余の申請部分について、請求人に対し、医療移送費を支給することを決定し、請求人に通知したこと。

(2) そうすると、処分庁は、請求人からの本件各申請に基づき、その各内容を確認したところ、その一部に疑義が認められたことから、請求人が受診したとする各医療機関に対し、調査を行った上で、各回答等により受診が確認できなかった部分に係る医療移送費の申請を却下し、その余の部分に係る医療移送費（各受診日に係る請求人宅と各医療機関の往復の交通費）について支給を決定したものであり、また、支給額の算定に違算は認められないことから、本件処分は、上記 1 の法令等の規定に則り、適法になされたものと認められる。

(3) 以上によれば、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

(1) 請求人は、上記第 3 のことから、本件処分の取消しを求めて

いるが、本件処分に違法又は不当な点を認めることはできないことは上記 2 で述べたとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

- (2) なお、請求人は、処分庁が以前、診療の実績がなかったにもかかわらず、請求人に対し、医療移送費の支給をしているとして、そのことを理由に本件処分の取消しを求めているが、仮に、そのような事実があったとしても、そのことをもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

また、請求人は、転院に必要な診療情報の提供を受けるために交通機関を利用したわけではないので、請求人の主張は、審査請求の理由としては失当である。

したがって、請求人の当該主張を認めることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹